

川俣町特定農地貸付規程

令和4年7月19日

川俣町告示第69号

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や草花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に川俣町（以下「町」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠法令)

第2条 この規程による貸付けは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第258号）及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第36号）に基づいて実施するものとする。

(貸付主体)

第3条 本貸付けは、町が実施するものとする。

(貸付農地)

第4条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び町が貸付農地について有し又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、3か月以上1年未満とし、3月31日を超えない期間とする。

(借受者の責務)

第6条 借受者は、貸付農地の利用にあたっては、貸付農地の清潔保持を図らなければならない。

2 借受者は、貸付農地において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付農地を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 建物及び工作物を設置し又は設置してある施設を撤去すること。
- (3) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (4) 野菜又は草花等の栽培以外の用途に使用すること。
- (5) 他の借受者の区画に無断で立ち入ること。
- (6) 農園の利用の権利を譲渡し又は転貸すること。
- (7) その他、管理上支障がある又は他の借受者の迷惑になると町長が認める行為を行うこと。

(区画及び賃料)

第7条 賃料は、1区画 50 m²当たり月額5,000円とする。

- 2 1か月に満たない月の賃料は暦日数により日割り計算することとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 借受者は、貸付期間中の賃料を、町長が別に定める日までに一括で町に支払うものとする。

(募集の方法)

第8条 借受希望者の募集は、町広報紙及び町ホームページに掲載すること等により行うものとする。

(申込み及び選考)

- 第9条 借受希望者は、特定農地借受申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、申請書の内容を審査し、借受者を決定する。
 - 3 申込みをした者の数が募集の数を上回る場合は、抽選により借受者を決定する。
 - 4 町は、前2項により借受者を決定したときは、その旨を特定農地貸付決定通知書(様式第2号)により当該者に通知するものとし、これをもって貸付契約の締結とみなす。

(貸付期間の継続)

- 第10条 借受者は、貸付期間満了後引き続き借受けを希望する場合は、満了日の2月前までに、特定農地借受継続申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があった場合は、前条第2項及び同条第4項の規定に準じ、審査・決定し、通知するものとする。

3 貸付期間は、通算して5年を超えないものとする。

(最大貸付区画数)

第11条 一人の借受者に対して同時に貸付ける区画数は、19区画を超えないものとする。

(貸付農地の管理、運営等)

第12条 町長は、貸付農地の適切な維持、管理及び運営を図るため、管理人を設置することができる。

2 管理人は、次の業務を行うものとする。

- (1) 貸付農地の見回り及び借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導
- (3) その他町長が必要と認めた事項

(貸付契約の解約及び返還等)

第13条 町長は、次に掲げる事由に該当する場合は、貸付契約を解約することができる。

- (1) 町が、やむを得ない事由により、貸付農地の一部または全部の貸付けができなくなったとき。
 - (2) 借受者が、特定農地貸付契約解約申出書(様式第4号)により貸付契約の解約を申し出たとき。
 - (3) 借受者が、第6条の規定に反する行為をしたとき。
 - (4) 借受者が、貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。
 - (5) 町長が貸付けについて不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により貸付契約を解約したときは、借受者に対し、特定農地貸付契約解約通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 借受者は、第5条の規定による貸付期間の終了時又は第1項の規定による貸付契約の解約時には、貸付農地を原状に回復し、返還しなければならない。

(賃料の返金)

第14条 町長は、前条第1項第1号又は同項第2号に掲げる事由に該当して貸付契約を解約する場合、当該解約日を貸付期間の終期とみなして第7条の規定を準用し、賃料の再計算を行い、残余额を借受人へ返金する。ただし、前条第1項第3号から第5号に掲げる事由に該当する場合は、返金しないものとする。

(委任)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 7 月 1 9 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

番号	所在	地番	地目		面積 m2	権利の種類
			登記簿	現況		
1～30	川俣町山木屋字社前	35-2 の一部	田	畑	186. 67	賃借権
	川俣町山木屋字社前	35-3 の一部	田	畑	683. 75	賃借権
	川俣町山木屋字社前	36	田	畑	1, 719	賃借権